官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五六）　一
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）　二
〔法規的告示〕
○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件（国土交通三〇四）　二
〔その他告示〕
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通三〇五、三〇六）　三
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同三〇七）　三
○信号符字を点附した件（同三〇八）　四
○信号符字を取り消した件（同三〇九）　四
○船舶国籍証書を無効とした件（同三一〇）　四
○都市計画に関する件
（九州地方整備局七四、七五）　四
〔国会事項〕
内閣　四
〔人事異動〕
内閣　四
〔叙位・叙勲〕
内閣　四
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　五
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　五
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一）　五
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同二）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
特殊法人等
企業年金基金変更関係　二九
会社その他

省令

○厚生労働省令第五十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第四十条**　（略） 2　前項の申請を、第四十七条の規定による申請（実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者の申請に限る。）と併せて行う場合には、同項の規定にかかわらず、職業訓練指導員試験合格証書を添えることを要しないものとする。 （職業訓練指導員試験） **第四十五条**　（略） 2　（略） 3　実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者を対象とした職業訓練指導員試験に係る前項の規定の適用については、同項中「当該期日の二月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。 **附　則** （職業訓練指導員免許に関する経過措置） **第九条**　（略） 2　前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一項の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。	（免許の申請） **第四十条**　（略） （新設） （職業訓練指導員試験） **第四十五条**　（略） 2　（略） （新設） **附　則** （職業訓練指導員免許に関する経過措置） **第九条**　（略） 2　前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一号の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に公示されている職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者による職業訓練指導員免許の申請については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第四十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十八条第二項の規定に基づき、及び同条第一項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（航空日誌） **第百四十二条**　法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第百三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。 2　法第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　搭載用航空日誌 イ～ト　（略） チ　発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　装備換えを行つた箇所及び理由 リ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 （削る）	（航空日誌） **第百四十二条**　法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第百三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。 2　法第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　搭載用航空日誌 イ～ト　（略） チ　発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　装備換えを行なつた箇所及び理由 リ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 二　地上備え付け用発動機航空日誌及び地上備え付け用プロペラ航空日誌 イ　発動機又はプロペラの型式 ロ　発動機又はプロペラの製造者、製造番号及び製造年月日 ハ　発動機又はプロペラの装備換えに関する次の記録 (一)　装備換えの年月日及び場所 (二)　装備した航空機の型式、国籍、登録記号及び登録番号 (三)　装備換えを行なつた理由 ニ　発動機又はプロペラの修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)　実施の年月日及び場所 (二)　実施の理由、箇所及び交換部品名 (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 ホ　発動機又はプロペラの使用に関する次の記録 (一)　使用年月日及び時間 (二)　製造後の総使用時間及び最近のオーバーホール後の総使用時間 三　滑空機用航空日誌 イ～ホ　（略） ヘ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印 3　前項の規定にかかわらず、法第百三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌には、同項第一号イ及びヘに掲げる事項を記載すればよい。 （航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第五号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。
（航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第四号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。	二　滑空機用航空日誌 イ～ホ　（略） ヘ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 (一)・(二)　（略） (三)　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 3　前項の規定にかかわらず、法第百三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌には、同項第一号イ及びヘに掲げる事項を記載すればよい。 （航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第四号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第三百四号

製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）の施行に伴い、平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 １・２　（略） 別表１～４　（略） 別表５－１（第２項第５号イ関係） 土台（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び次表において同じ。）が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。 一　北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅　土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（令和７年農林水産省告示第195号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること 二　（略） 別表５－２　（略） 別表６～11　（略） 備考　（略）	租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 １・２　（略） 別表１～４　（略） 別表５－１（第２項第５号イ関係） 土台（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び次表において同じ。）が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。 一　北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅　土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること 二　（略） 別表５－２　（略） 別表６～11　（略） 備考　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月三十日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百五号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第六百十四号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 深井　和宏、水野　健、寶泉　立夫、加藤　正明、小林　良成、宮田　宗一、吉田　泰	（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 深井　和宏、水野　健、片野　隆裕、加藤　正明、小林　良成、宮田　宗一、吉田　泰

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第三百十八号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、加藤　剣	（二）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、酉出　慎吾

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル３階
変更後	東京都中央区八丁堀三丁目十九番二号　キューアス八丁堀第１ビル６階

二　変更する年月日　令和七年二月二十三日

○国土交通省告示第三百八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
ＪＤ5442	144783	ＩＲＯＮ　ＰＨＯＥＮＩＸ	令和7. 1. 7
ＪＤ5475	144831	たちばな	7. 1. 7
７ＫＱＧ	144719	あまみ	7. 1. 15
ＪＤ5481	144838	房州丸	7. 1. 22
７ＫＱＷ	144796	いらぶ	7. 1. 27
７ＫＱＫ	144744	第三明神丸	7. 1. 28
７ＫＲＪ	144841	うめさと	7. 2. 5
ＪＤ5486	144848	第三菱顕丸	7. 2. 5
７ＫＲＨ	144829	ＳＧ　ＳＵＮＲＩＳＥ	7. 2. 6
ＪＤ5500	144870	ＪＣＡＴ　ＳＩＸ	7. 2. 6
７ＫＱＣ	144705	しきしま	7. 2. 10
ＪＤ5437	144777	結き　Ｌｉｎｅ　こし	7. 2. 12
ＪＤ5513	144891	第八栄福丸	7. 2. 12
ＪＤ5512	144890	旺昌丸	7. 2. 14
ＪＤ5483	144840	展海丸	7. 2. 17
ＪＤ5510	144886	よさこい	7. 2. 17
７ＫＲＦ	144815	ＳＧ　ＴＷＩＬＩＧＨＴ	7. 2. 18
ＪＤ5495	144863	樟栄丸	7. 2. 18
７ＫＲＤ	144808	りあす丸	7. 2. 20
ＪＤ5470	144824	第八共徳丸	7. 2. 25

○国土交通省告示第三百九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行規則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＬ4663	124079	第五十一住宝丸	令和7. 1. 7
ＪＬ6309	134886	好宝丸	7. 1. 7
ＪＥ2933	130717	第三十一大林丸	7. 1. 8
７ＪＳＹ	142281	ＢＵＣＣＯＥＥＦ	7. 1. 14
ＪＭ6682	136431	天運丸	7. 1. 16
ＪＤ5308	144599	かいふ	7. 1. 23
ＪＬ5587	129095	ゆめおん２１	7. 1. 24
ＪＤ2626	140399	高速いえしま	7. 1. 27
ＪＫ4606	127948	ひろかい	7. 1. 29
ＪＤ4709	143712	双葉丸	7. 1. 30
ＪＪ3195	121111	第八寿丸	7. 1. 31
ＪＨ3505	135712	しなの丸	7. 2. 3
ＪＭ6715	136866	第五大伸丸	7. 2. 12
ＪＫ5228	133079	第五先山丸	7. 2. 13
ＪＧ5418	135201	第一松丸	7. 2. 17
ＪＭ6405	134563	第八栄福丸	7. 2. 17
ＪＧ5198	133847	いそしお	7. 2. 20
ＪＨ3140	128485	才太丸	7. 2. 20
ＪＤ2464	140591	菱伸丸	7. 2. 21
ＪＤ2193	140262	よさこい	7. 2. 25
ＪＤ3746	142255	利根丸	7. 2. 26
ＪＧ5145	136638	第八大濱丸	7. 2. 26
ＪＫ5460	134775	第二あたご丸	7. 2. 28

○国土交通省告示第三百十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
15102	119653	淀丸	平成10. 5. 27
A151510033	107406	第五茂丸	27. 6. 15
A161215002	136638	第八大濱丸	28. 1. 26
A161311092	136872	あさひ	28. 10. 11
A181510043	130814	いずみ	30. 8. 21
A211510014	129095	ゆめおん２１	令和3. 4. 2
A231112003	142685	第三十五欣栄丸	5. 3. 13
A241510027	144154	海晴丸	6. 8. 26

○九州地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十四日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第六十三号筑後中央広域都市計画下水道事業矢部川流域下水道

三　事業施行期間　自平成十年一月十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十四日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年九州地方整備局告示第十号福岡広域都市計画下水道事業御笠川那珂川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案提出

四月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出）

議案送付

四月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

議事日程

四月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

令和七年四月十一日（金曜日）

午後一時開議

第一　森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第三　電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議事日程

四月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号
令和七年四月十一日（金曜日）
午前十時開議
第一　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

議案受領

四月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書

報告書提出

四月十日委員長から次の報告書を提出した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書

人事異動

内閣

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　柿澤　雄二
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（四月十日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
河野　好宣

従五位に叙する（各通）
甲斐　福一　栗原　重剛
高橋　政芳　谷口　昌三
渡邉　隆

正六位に叙する（各通）
入江　公洋　小倉　正己
羽柴　興一　宮城　登
若林　徳卓　若林　松蔵

従六位に叙する（各通）
川口　秀己　瀬尾　芳男
成川　勝利　森田　正俊

正七位に叙する（各通）
大原　一郎　小林　好美
櫻井　康雄　高尾　照義

従七位に叙する（各通）（以上三月六日）
（琉球大学名誉教授）　島袋　邦

正四位に叙する
大倉　行三　川島　秀世
佐久間　晟　佐々木光雄
松本　修美　三原　朝義

正六位に叙する（各通）
市川　鶴治　上地　榮秀
長田　賢治　樫原　明憲
上妻　義人　立石　美久
永田　祐一　丸川　秋一

従六位に叙する（各通）
一條　孝幸
圖子　利明

正七位に叙する（各通）
笠間　啓治
長縄　代藏
瀬戸　良一
千明　金造
二瓶　峯清
吉村　信介
中野　泉　蛭田　亀吉
藤田　保正　寄田　次男
赤木　英嘉
相馬　久雄
富樫　正孝　行方　勝
池田　高良
太田　和紀
眞邊　慶一
山内　正信
安居　久繁
佐藤　義雄
森　章
池田　壽
大槻　武夫
須賀　紀一
松本　範史
森田　惇
脇田　正美
不動　利明
森　訓子
鈴木　和年
大坪　正弘
山下　功
古川　賢逸
佐藤　洋一
石塚　哲司
竹之内俊彦
矢澤　久男
中村　滿
佐藤佐久一
眞邊　慶一
星　利雄
栗原　重剛
高尾　照義
成川　勝利
若林　徳卓
相良　力三
松本　修美
樫原　明憲
生井　利夫
吉田　保夫
藤島　勇一
上村日出男
清水　晋一
竹内　聰
那須野六男
村岡　幸八
篠原　一二
宇野五千雄
松本　範史
脇田　正美
土師　基成
竹之内俊彦
鈴木　康弘

従七位に叙する（各通）（以上三月七日）
川口　洋二　鈴木　一之　中村　晃三
藤平　輝夫　山本　喜朗

従五位に叙する（各通）
赤松　昌夫　秋山　登
大畑　次郎　工　俊男
谷川　信夫　富岡　光則
別府　武則　村岡　幸八

正六位に叙する（各通）
會田　遠長　岩城　武
小林　軍司　島田　詳一
（検察事務官）
白戸　厚而　鈴木　敏朗
中野　泉　蛭田　亀吉
藤田　保正　寄田　次男

従六位に叙する（各通）
赤木　英嘉
相馬　久雄
富樫　正孝　行方　勝
（長崎大学名誉教授）
今田惣兵衛　内谷　周一
（香南市議会議員）
片桐　有而　黒川　勉
中本　操　光川利右衛門
吉村　久資

正六位に叙する（各通）
青柳　圭一　安河山可良
池田　仁　宇野五千雄
北川　行俊　金城　安正
高橋　久康　中村　正雄
三宅　洋二　村里　忠士
山村　俊成

従六位に叙する（各通）
岡田　晴茂　米谷　廣

正七位に叙する（各通）（以上三月九日）
脇田　正美

従六位に叙する
森　訓子

正七位に叙する（以上三月十日）
鈴木　和年

正七位に叙する
大坪　正弘

従七位に叙する（以上三月十一日）
山下　功

従七位に叙する（以上三月十二日）
竹之内俊彦

正七位に叙する（各通）
清水　晋一
竹内　聰
藤島　勇一

従六位に叙する（三月十五日）
石塚　哲司

○叙勲

従七位に叙する（以上三月十五日）
市川　正　須藤　武保

旭日単光章を授ける（三月八日）
旭日単光章を授ける（各通）（三月六日）
中村　滿
佐藤佐久一

旭日小綬章を授ける
（香南市議会議員）
眞邊　慶一

旭日単光章を授ける（三月八日）
星　利雄

旭日単光章を授ける（以上三月九日）
入江　公洋　栗原　重剛
櫻井　康雄　高尾　照義
高橋　政芳　成川　勝利
羽柴　興一　若林　徳卓

旭日小綬章を授ける（各通）
宮城　登　相良　力三

瑞宝双光章を授ける
大原　一郎　松本　修美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月六日）
小林　好美　樫原　明憲

瑞宝小綬章を授ける
大倉　行三　生井　利夫
川島　秀世

瑞宝双光章を授ける（各通）
矢澤　曙　長田　賢治
立石　美久

瑞宝単光章を授ける（各通）
児島　眞　吉田　保夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月七日）
圖子　利明　上村日出男
清水　晋一
竹内　聰
藤島　勇一

瑞宝単光章を授ける（各通）
児島　眞　吉田　保夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
（検察事務官）
白戸　厚而　鈴木　敏朗
田中　光夫　那須野六男
別府　武則　村岡　幸八

瑞宝単光章を授ける（以上三月八日）
池田　仁　内谷　周一
北川　行俊　金城　安正
三宅　洋二

瑞宝双光章を授ける（各通）
米谷　廣　脇田　正美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
中原　聡子　土師　基成

瑞宝単光章を授ける（各通）（三月十日）
高垣　真子　吉田　保夫

瑞宝単光章を授ける（三月十二日）
鈴木　康弘

瑞宝単光章を授ける（三月十五日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第一項の規定により、中川・綾瀬川流域水害対策計画を令和七年三月二十六日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年四月十四日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 占用を制限する区域

区域

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目四八七九番二から同町横浜中央一丁目五一二四番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項の規定に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月一日

(七) 図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局広島国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 占用を制限する区域

区域

安芸高田市八千代町勝田字上恩地一六二五番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び二百五十号

(三) 占用を制限する区域

区域

備前市香登西字下笠田九六番一から同市香登西字下笠田九二番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 占用を制限する区域

区域

総社市日羽字川平五〇八番一から同市日羽字川平四九八番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月十四日

(七) 図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
岡山市南区藤田字錦一六七〇番五地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十四日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　地図及び簿冊の名称
令和六年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿
案
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県宮古市、新潟県弥彦村のそれぞれ一部
三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
岩手県宮古市、新潟県弥彦村	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課内 電話　〇三（五二五三）八三八四

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。
七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年三月三十一日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年四月十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
大分市	大分市長	鶴崎地区（国宗グラウンド）確定測量図及び調査簿	大分市大字鶴崎字国宗町の一部、字東浦の一部
トヨタホーム株式会社 トヨタウッドユーホーム株式会社	トヨタホーム株式会社 代表取締役 トヨタウッドユーホーム株式会社　代表取締役	KDDI社宅跡地開発計画出来形確認測量図及び調査簿	小山市大字神鳥谷字原ノ内一八八番一、一八八番一一、一八八番一二、一八八番一三、一八八番一四、一八八番一五、一八八番一六、一八八番一七、一八八番一八、一八八番一九、一八八番二〇、一八八番二一、一八八番二二、一八八番二三、一八八番二四、一八八番二五、一八八番二六、一八八番二七、一八八番二八、一八八番二九、一八八番三〇の一部、一八八番三一、一八八番三二、一八八番三三、一八八番三四、一八八番三五、一八八番三六、一八八番三七、一八八番三八、一八八番三九、一八八番四〇、一八八番四一、一八八番四二、一八八番四三、一八八番四四、一八八番四五、一八八番四六、一八八番四七、一八八番四八、一八八番四九、一八八番五〇、一八八番五一、一八八番五二、一八八番五三、一八八番五四、一八八番五五、一八八番五六、一八八番五七、一八八番五八、一八八番五九、一八八番六〇、一八八番六一、一八八番六二、一八八番六三、一八八番六四、一八八番六五、一八八番六六、一八八番六七、一八八番六八、一八八番六九、一八八番七〇、一八八番七一、一八八番七二、一八八番七三、一八八番七四、一八八番七五、一八八番七六、一八八番七七、一八八番七八、一八八番七九、一八八番八〇、一八八番八一、一八八番八二、一八八番八三、一八八番八四、一八八番八五、一八八番八六、一八八番八七、一八八番八八、一八八番八九、一八八番九〇、一八八番九一、一八八番九二、一八八番九三、一八八番九四、一八八番九五、一八八番九六、一八八番九七、一八八番九八、一八八番九九、一八八番一〇〇、一八八番一〇一、一八八番一〇二、一八八番一〇三、一八八番一〇四、一八八番一〇五、一八八番一〇六、一八八番一〇七、一八八番一〇八、一八八番一〇九、一八八番一一〇、一八八番一一一、一八八番一一二、一八八番一一三、一八八番一一四、一八八番一一五、一八八番一一六、一八八番一一七、一八八番一一八、一八八番一一九、一八八番一二〇、一八八番一二一、一八八番一二二、一八八番一二三、一八八番一二四、一八八番一二五、一八八番一二六、一八八番一二七、一八八番一二八、一八八番一二九、一八八番一三〇、一八八番一三一、一八八番一三二、一八八番一三三、一八八番一三四、一八八番一三五、一八八番一三六、一八八番一三七、一八八番一三八、一八八番一三九、一八八番一四〇、一八八番一四一、一八八番一四二、一八八番一四三、一八八番一四四、一八八番一四五、一八八番一四六、一八八番一四七、一八八番一四八、一八八番一四九、一八八番一五〇、一八八番一五一、一八八番一五二、一八八番一五三、一八八番一五四、一八八番一五五、一八八番一五六、一八八番一五七、一八八番一五八、一八八番一五九、一八八番一六〇、一八八番一六一、一八八番一六二、一八八番一六三、一八八番一六四、一八八番一六五、一八八番一六六、一八八番一六七、一八八番一六八、一八八番一六九、一八八番一七〇、一八八番一七一、一八八番一七二、一八八番一七三、一八八番一七四、一八八番一七五、一八八番一七六、一八八番一七七、一八八番一七八、一八八番一七九、一八八番一八〇、一八八番一八一、一八八番一八二、一八八番一八三、一八八番一八四、一八八番一八五、一八八番一八六、一八八番一八七、一八八番一八八、一八八番一八九、一八八番一九〇、一八八番一九一、一八八番一九二、一八八番一九三、一八八番一九四、一八八番一九五、一八八番一九六、一八八番一九七、一八八番一九八、一八八番一九九、一八八番二〇〇、一八八番二〇一、一八八番二〇二、一八八番二〇三、一八八番二〇四、一八八番二〇五、一八八番二〇六、一八八番二〇七、一八八番二〇八、一八八番二〇九、一八八番二一〇、一八八番二一一、一八八番二一二、一八八番二一三、一八八番二一四、一八八番二一五、一八八番二一六、一八八番二一七、一八八番二一八、一八八番二一九、一八八番二二〇、一八八番二二一、一八八番二二二、一八八番二二三、一八八番二二四、一八八番二二五、一八八番二二六、一八八番二二七、一八八番二二八、一八八番二二九、一八八番二三〇、一八八番二三一、一八八番二三二、一八八番二三三、一八八番二三四、一八八番二三五、一八八番二三六、一八八番二三七、一八八番二三八、一八八番二三九、一八八番二四〇、一八八番二四一、一八八番二四二、一八八番二四三、一八八番二四四、一八八番二四五、一八八番二四六、一八八番二四七、一八八番二四八、一八八番二四九、一八八番二五〇、一八八番二五一、一八八番二五二、一八八番二五三、一八八番二五四、一八八番二五五、一八八番二五六、一八八番二五七、一八八番二五八、一八八番二五九、一八八番二六〇、一八八番二六一、一八八番二六二、一八八番二六三、一八八番二六四、一八八番二六五、一八八番二六六、一八八番二六七、一八八番二六八、一八八番二六九、一八八番二七〇、一八八番二七一、一八八番二七二、一八八番二七三、一八八番二七四、一八八番二七五、一八八番二七六、一八八番二七七、一八八番二七八、一八八番二七九、一八八番二八〇、一八八番二八一、一八八番二八二、一八八番二八三、一八八番二八四、一八八番二八五、一八八番二八六、一八八番二八七、一八八番二八八、一八八番二八九、一八八番二九〇、一八八番二九一、一八八番二九二、一八八番二九三、一八八番二九四、一八八番二九五、一八八番二九六、一八八番二九七、一八八番二九八、一八八番二九九、一八八番三〇〇、一八八番三〇一、一八八番三〇二、一八八番三〇三、一八八番三〇四、一八八番三〇五、一八八番三〇六、一八八番三〇七、一八八番三〇八、一八八番三〇九、一八八番三一〇、一八八番三一一、一八八番三一二、一八八番三一三、一八八番三一四、一八八番三一五、一八八番三一六、一八八番三一七、一八八番三一八、一八八番三一九、一八八番三二〇、一八八番三二一、一八八番三二二、一八八番三二三、一八八番三二四、一八八番三二五、一八八番三二六、一八八番三二七、一八八番三二八、一八八番三二九、一八八番三三〇、一八八番三三一、一八八番三三二、一八八番三三三、一八八番三三四、一八八番三三五、一八八番三三六、一八八番三三七、一八八番三三八、一八八番三三九、一八八番三四〇、一八八番三四一、一八八番三四二、一八八番三四三、一八八番三四四、一八八番三四五、一八八番三四六、一八八番三四七、一八八番三四八、一八八番三四九、一八八番三五〇、一八八番三五一、一八八番三五二、一八八番三五三、一八八番三五四、一八八番三五五、一八八番三五六、一八八番三五七、一八八番三五八、一八八番三五九、一八八番三六〇、一八八番三六一、一八八番三六二、一八八番三六三、一八八番三六四、一八八番三六五、一八八番三六六、一八八番三六七、一八八番三六八、一八八番三六九、一八八番三七〇、一八八番三七一、一八八番三七二、一八八番三七三、一八八番三七四、一八八番三七五、一八八番三七六、一八八番三七七、一八八番三七八、一八八番三七九、一八八番三八〇、一八八番三八一、一八八番三八二、一八八番三八三、一八八番三八四、一八八番三八五、一八八番三八六、一八八番三八七、一八八番三八八、一八八番三八九、一八八番三九〇、一八八番三九一、一八八番三九二、一八八番三九三、一八八番三九四、一八八番三九五、一八八番三九六、一八八番三九七、一八八番三九八、一八八番三九九、一八八番四〇〇、一八八番四〇一、一八八番四〇二、一八八番四〇三、一八八番四〇四、一八八番四〇五、一八八番四〇六、一八八番四〇七、一八八番四〇八、一八八番四〇九、一八八番四一〇、一八八番四一一、一八八番四一二、一八八番四一三、一八八番四一四、一八八番四一五、一八八番四一六、一八八番四一七、一八八番四一八、一八八番四一九、一八八番四二〇、一八八番四二一、一八八番四二二、一八八番四二三、一八八番四二四、一八八番四二五、一八八番四二六、一八八番四二七、一八八番四二八、一八八番四二九、一八八番四三〇、一八八番四三一、一八八番四三二、一八八番四三三、一八八番四三四、一八八番四三五、一八八番四三六、一八八番四三七、一八八番四三八、一八八番四三九、一八八番四四〇、一八八番四四一、一八八番四四二、一八八番四四三、一八八番四四四、一八八番四四五、一八八番四四六、一八八番四四七、一八八番四四八、一八八番四四九、一八八番四五〇、一八八番四五一、一八八番四五二、一八八番四五三、一八八番四五四、一八八番四五五、一八八番四五六、一八八番四五七、一八八番四五八、一八八番四五九、一八八番四六〇、一八八番四六一、一八八番四六二、一八八番四六三、一八八番四六四、一八八番四六五、一八八番四六六、一八八番四六七、一八八番四六八、一八八番四六九、一八八番四七〇、一八八番四七一、一八八番四七二、一八八番四七三、一八八番四七四、一八八番四七五、一八八番四七六、一八八番四七七、一八八番四七八、一八八番四七九、一八八番四八〇、一八八番四八一、一八八番四八二、一八八番四八三、一八八番四八四、一八八番四八五、一八八番四八六、一八八番四八七、一八八番四八八、一八八番四八九、一八八番四九〇、一八八番四九一、一八八番四九二、一八八番四九三、一八八番四九四、一八八番四九五、一八八番四九六、一八八番四九七、一八八番四九八、一八八番四九九、一八八番五〇〇、一八八番五〇一、一八八番五〇二、一八八番五〇三、一八八番五〇四、一八八番五〇五、一八八番五〇六、一八八番五〇七、一八八番五〇八、一八八番五〇九、一八八番五一〇、一八八番五一一、一八八番五一二、一八八番五一三、一八八番五一四、一八八番五一五、一八八番五一六、一八八番五一七、一八八番五一八、一八八番五一九、一八八番五二〇、一八八番五二一、一八八番五二二、一八八番五二三、一八八番五二四、一八八番五二五、一八八番五二六、一八八番五二七、一八八番五二八、一八八番五二九、一八八番五三〇、一八八番五三一、一八八番五三二、一八八番五三三、一八八番五三四、一八八番五三五、一八八番五三六、一八八番五三七、一八八番五三八、一八八番五三九、一八八番五四〇、一八八番五四一、一八八番五四二、一八八番五四三、一八八番五四四、一八八番五四五、一八八番五四六、一八八番五四七、一八八番五四八、一八八番五四九、一八八番五五〇、一八八番五五一、一八八番五五二、一八八番五五三、一八八番五五四、一八八番五五五、一八八番五五六、一八八番五五七、一八八番五五八、一八八番五五九、一八八番五六〇、一八八番五六一、一八八番五六二、一八八番五六三、一八八番五六四、一八八番五六五、一八八番五六六、一八八番五六七、一八八番五六八、一八八番五六九、一八八番五七〇、一八八番五七一、一八八番五七二、一八八番五七三、一八八番五七四、一八八番五七五、一八八番五七六、一八八番五七七、一八八番五七八、一八八番五七九、一八八番五八〇、一八八番五八一、一八八番五八二、一八八番五八三、一八八番五八四、一八八番五八五、一八八番五八六、一八八番五八七、一八八番五八八、一八八番五八九、一八八番五九〇、一八八番五九一、一八八番五九二、一八八番五九三、一八八番五九四、一八八番五九五、一八八番五九六、一八八番五九七、一八八番五九八、一八八番五九九、一八八番六〇〇、一八八番六〇一、一八八番六〇二、一八八番六〇三、一八八番六〇四、一八八番六〇五、一八八番六〇六、一八八番六〇七、一八八番六〇八、一八八番六〇九、一八八番六一〇、一八八番六一一、一八八番六一二、一八八番六一三、一八八番六一四、一八八番六一五、一八八番六一六、一八八番六一七、一八八番六一八、一八八番六一九、一八八番六二〇、一八八番六二一、一八八番六二二、一八八番六二三、一八八番六二四、一八八番六二五、一八八番六二六、一八八番六二七、一八八番六二八、一八八番六二九、一八八番六三〇、一八八番六三一、一八八番六三二、一八八番六三三、一八八番六三四、一八八番六三五、一八八番六三六、一八八番六三七、一八八番六三八、一八八番六三九、一八八番六四〇、一八八番六四一、一八八番六四二、一八八番六四三、一八八番六四四、一八八番六四五、一八八番六四六、一八八番六四七、一八八番六四八、一八八番六四九、一八八番六五〇、一八八番六五一、一八八番六五二、一八八番六五三、一八八番六五四、一八八番六五五、一八八番六五六、一八八番六五七、一八八番六五八、一八八番六五九、一八八番六六〇、一八八番六六一、一八八番六六二、一八八番六六三、一八八番六六四、一八八番六六五、一八八番六六六、一八八番六六七、一八八番六六八、一八八番六六九、一八八番六七〇、一八八番六七一、一八八番六七二、一八八番六七三、一八八番六七四、一八八番六七五、一八八番六七六、一八八番六七七、一八八番六七八、一八八番六七九、一八八番六八〇、一八八番六八一、一八八番六八二、一八八番六八三、一八八番六八四、一八八番六八五、一八八番六八六、一八八番六八七、一八八番六八八、一八八番六八九、一八八番六九〇、一八八番六九一、一八八番六九二、一八八番六九三、一八八番六九四、一八八番六九五、一八八番六九六、一八八番六九七、一八八番六九八、一八八番六九九、一八八番七〇〇、一八八番七〇一、一八八番七〇二、一八八番七〇三、一八八番七〇四、一八八番七〇五、一八八番七〇六、一八八番七〇七、一八八番七〇八、一八八番七〇九、一八八番七一〇、一八八番七一一、一八八番七一二、一八八番七一三、一八八番七一四、一八八番七一五、一八八番七一六、一八八番七一七、一八八番七一八、一八八番七一九、一八八番七二〇、一八八番七二一、一八八番七二二、一八八番七二三、一八八番七二四、一八八番七二五、一八八番七二六、一八八番七二七、一八八番七二八、一八八番七二九、一八八番七三〇、一八八番七三一、一八八番七三二、一八八番七三三、一八八番七三四、一八八番七三五、一八八番七三六、一八八番七三七、一八八番七三八、一八八番七三九、一八八番七四〇、一八八番七四一、一八八番七四二、一八八番七四三、一八八番七四四、一八八番七四五、一八八番七四六、一八八番七四七、一八八番七四八、一八八番七四九、一八八番七五〇、一八八番七五一、一八八番七五二、一八八番七五三、一八八番七五四、一八八番七五五、一八八番七五六、一八八番七五七、一八八番七五八、一八八番七五九、一八八番七六〇、一八八番七六一、一八八番七六二、一八八番七六三、一八八番七六四、一八八番七六五、一八八番七六六、一八八番七六七、一八八番七六八、一八八番七六九、一八八番七七〇、一八八番七七一、一八八番七七二、一八八番七七三、一八八番七七四、一八八番七七五、一八八番七七六、一八八番七七七、一八八番七七八、一八八番七七九、一八八番七八〇、一八八番七八一、一八八番七八二、一八八番七八三、一八八番七八四、一八八番七八五、一八八番七八六、一八八番七八七、一八八番七八八、一八八番七八九、一八八番七九〇、一八八番七九一、一八八番七九二、一八八番七九三、一八八番七九四、一八八番七九五、一八八番七九六、一八八番七九七、一八八番七九八、一八八番七九九、一八八番八〇〇、一八八番八〇一、一八八番八〇二、一八八番八〇三、一八八番八〇四、一八八番八〇五、一八八番八〇六、一八八番八〇七、一八八番八〇八、一八八番八〇九、一八八番八一〇、一八八番八一一、一八八番八一二、一八八番八一三、一八八番八一四、一八八番八一五、一八八番八一六、一八八番八一七、一八八番八一八、一八八番八一九、一八八番八二〇、一八八番八二一、一八八番八二二、一八八番八二三、一八八番八二四、一八八番八二五、一八八番八二六、一八八番八二七、一八八番八二八、一八八番八二九、一八八番八三〇、一八八番八三一、一八八番八三二、一八八番八三三、一八八番八三四、一八八番八三五、一八八番八三六、一八八番八三七、一八八番八三八、一八八番八三九、一八八番八四〇、一八八番八四一、一八八番八四二、一八八番八四三、一八八番八四四、一八八番八四五、一八八番八四六、一八八番八四七、一八八番八四八、一八八番八四九、一八八番八五〇、一八八番八五一、一八八番八五二、一八八番八五三、一八八番八五四、一八八番八五五、一八八番八五六、一八八番八五七、一八八番八五八、一八八番八五九、一八八番八六〇、一八八番八六一、一八八番八六二、一八八番八六三、一八八番八六四、一八八番八六五、一八八番八六六、一八八番八六七、一八八番八六八、一八八番八六九、一八八番八七〇、一八八番八七一、一八八番八七二、一八八番八七三、一八八番八七四、一八八番八七五、一八八番八七六、一八八番八七七、一八八番八七八、一八八番八七九、一八八番八八〇、一八八番八八一、一八八番八八二、一八八番八八三、一八八番八八四、一八八番八八五、一八八番八八六、一八八番八八七、一八八番八八八、一八八番八八九、一八八番八九〇、一八八番八九一、一八八番八九二、一八八番八九三、一八八番八九四、一八八番八九五、一八八番八九六、一八八番八九七、一八八番八九八、一八八番八九九、一八八番九〇〇、一八八番九〇一、一八八番九〇二、一八八番九〇三、一八八番九〇四、一八八番九〇五、一八八番九〇六、一八八番九〇七、一八八番九〇八、一八八番九〇九、一八八番九一〇、一八八番九一一、一八八番九一二、一八八番九一三、一八八番九一四、一八八番九一五、一八八番九一六、一八八番九一七、一八八番九一八、一八八番九一九、一八八番九二〇、一八八番九二一、一八八番九二二、一八八番九二三、一八八番九二四、一八八番九二五、一八八番九二六、一八八番九二七、一八八番九二八、一八八番九二九、一八八番九三〇、一八八番九三一、一八八番九三二、一八八番九三三、一八八番九三四、一八八番九三五、一八八番九三六、一八八番九三七、一八八番九三八、一八八番九三九、一八八番九四〇、一八八番九四一、一八八番九四二、一八八番九四三、一八八番九四四、一八八番九四五、一八八番九四六、一八八番九四七、一八八番九四八、一八八番九四九、一八八番九五〇、一八八番九五一、一八八番九五二、一八八番九五三、一八八番九五四、一八八番九五五、一八八番九五六、一八八番九五七、一八八番九五八、一八八番九五九、一八八番九六〇、一八八番九六一、一八八番九六二、一八八番九六三、一八八番九六四、一八八番九六五、一八八番九六六、一八八番九六七、一八八番九六八、一八八番九六九、一八八番九七〇、一八八番九七一、一八八番九七二、一八八番九七三、一八八番九七四、一八八番九七五、一八八番九七六、一八八番九七七、一八八番九七八、一八八番九七九、一八八番九八〇、一八八番九八一、一八八番九八二、一八八番九八三、一八八番九八四、一八八番九八五、一八八番九八六、一八八番九八七、一八八番九八八、一八八番九八九、一八八番九九〇、一八八番九九一、一八八番九九二、一八八番九九三、一八八番九九四、一八八番九九五、一八八番九九六、一八八番九九七、一八八番九九八、一八八番九九九、一八八番一〇〇〇、一八八番一〇〇一、一八八番一〇〇二、一八八番一〇〇三、一八八番一〇〇四、一八八番一〇〇五、一八八番一〇〇六、一八八番一〇〇七、一八八番一〇〇八、一八八番一〇〇九、一八八番一〇一〇、一八八番一〇一一、一八八番一〇一二、一八八番一〇一三、一八八番一〇一四、一八八番一〇一五、一八八番一〇一六、一八八番一〇一七、一八八番一〇一八、一八八番一〇一九、一八八番一〇二〇、一八八番一〇二一、一八八番一〇二二、一八八番一〇二三、一八八番一〇二四、一八八番一〇二五、一八八番一〇二六、一八八番一〇二七、一八八番一〇二八、一八八番一〇二九、一八八番一〇三〇、一八八番一〇三一、一八八番一〇三二、一八八番一〇三三、一八八番一〇三四、一八八番一〇三五、一八八番一〇三六、一八八番一〇三七、一八八番一〇三八、一八八番一〇三九、一八八番一〇四〇、一八八番一〇四一、一八八番一〇四二、一八八番一〇四三、一八八番一〇四四、一八八番一〇四五、一八八番一〇四六、一八八番一〇四七、一八八番一〇四八、一八八番一〇四九、一八八番一〇五〇、一八八番一〇五一、一八八番一〇五二、一八八番一〇五三、一八八番一〇五四、一八八番一〇五五、一八八番一〇五六、一八八番一〇五七、一八八番一〇五八、一八八番一〇五九、一八八番一〇六〇、一八八番一〇六一、一八八番一〇六二、一八八番一〇六三、一八八番一〇六四、一八八番一〇六五、一八八番一〇六六、一八八番一〇六七、一八八番一〇六八、一八八番一〇六九、一八八番一〇七〇、一八八番一〇七一、一八八番一〇七二、一八八番一〇七三、一八八番一〇七四、一八八番一〇七五、一八八番一〇七六、一八八番一〇七七、一八八番一〇七八、一八八番一〇七九、一八八番一〇八〇、一八八番一〇八一、一八八番一〇八二、一八八番一〇八三、一八八番一〇八四、一八八番一〇八五、一八八番一〇八六、一八八番一〇八七、一八八番一〇八八、一八八番一〇八九、一八八番一〇九〇、一八八番一〇九一、一八八番一〇九二、一八八番一〇九三、一八八番一〇九四、一八八番一〇九五、一八八番一〇九六、一八八番一〇九七、一八八番一〇九八、一八八番一〇九九、一八八番一一〇〇、一八八番一一〇一、一八八番一一〇二、一八八番一一〇三、一八八番一一〇四、一八八番一一〇五、一八八番一一〇六、一八八番一一〇七、一八八番一一〇八、一八八番一一〇九、一八八番一一一〇、一八八番一一一一、一八八番一一一二、一八八番一一一三、一八八番一一一四、一八八番一一一五、一八八番一一一六、一八八番一一一七、一八八番一一一八、一八八番一一一九、一八八番一一二〇、一八八番一一二一、一八八番一一二二、一八八番一一二三、一八八番一一二四、一八八番一一二五、一八八番一一二六、一八八番一一二七、一八八番一一二八、一八八番一一二九、一八八番一一三〇、一八八番一一三一、一八八番一一三二、一八八番一一三三、一八八番一一三四、一八八番一一三五、一八八番一一三六、一八八番一一三七、一八八番一一三八、一八八番一一三九、一八八番一一四〇、一八八番一一四一、一八八番一一四二、一八八番一一四三、一八八番一一四四、一八八番一一四五、一八八番一一四六、一八八番一一四七、一八八番一一四八、一八八番一一四九、一八八番一一五〇、一八八番一一五一、一八八番一一五二、一八八番一一五三、一八八番一一五四、一八八番一一五五、一八八番一一五六、一八八番一一五七、一八八番一一五八、一八八番一一五九、一八八番一一六〇、一八八番一一六一、一八八番一一六二、一八八番一一六三、一八八番一一六四、一八八番一一六五、一八八番一一六六、一八八番一一六七、一八八番一一六八、一八八番一一六九、一八八番一一七〇、一八八番一一七一、一八八番一一七二、一八八番一一七三、一八八番一一七四、一八八番一一七五、一八八番一一七六、一八八番一一七七、一八八番一一七八、一八八番一一七九、一八八番一一八〇、一八八番一一八一、一八八番一一八二、一八八番一一八三、一八八番一一八四、一八八番一一八五、一八八番一一八六、一八八番一一八七、一八八番一一八八、一八八番一一八九、一八八番一一九〇、一八八番一一九一、一八八番一一九二、一八八番一一九三、一八八番一一九四、一八八番一一九五、一八八番一一九六、一八八番一一九七、一八八番一一九八、一八八番一一九九、一八八番一二〇〇、一八八番一二〇一、一八八番一二〇二、一八八番一二〇三、一八八番一二〇四、一八八番一二〇五、一八八番一二〇六、一八八番一二〇七、一八八番一二〇八、一八八番一二〇九、一八八番一二一〇、一八八番一二一一、一八八番一二一二、一八八番一二一三、一八八番一二一四、一八八番一二一五、一八八番一二一六、一八八番一二一七、一八八番一二一八、一八八番一二一九、一八八番一二二〇、一八八番一二二一、一八八番一二二二、一八八番一二二三、一八八番一二二四、一八八番一二二五、一八八番一二二六、一八八番一二二七、一八八番一二二八、一八八番一二二九、一八八番一二三〇、一八八番一二三一、一八八番一二三二、一八八番一二三三、一八八番一二三四、一八八番一二三五、一八八番一二三六、一八八番一二三七、一八八番一二三八、一八八番一二三九、一八八番一二四〇、一八八番一二四一、一八八番一二四二、一八八番一二四三、一八八番一二四四、一八八番一二四五、一八八番一二四六、一八八番一二四七、一八八番一二四八、一八八番一二四九、一八八番一二五〇、一八八番一二五一、一八八番一二五二、一八八番一二五三、一八八番一二五四、一八八番一二五五、一八八番一二五六、一八八番一二五七、一八八番一二五八、一八八番一二五九、一八八番一二六〇、一八八番一二六一、一八八番一二六二、一八八番一二六三、一八八番一二六四、一八八番一二六五、一八八番一二六六、一八八番一二六七、一八八番一二六八、一八八番一二六九、一八八番一二七〇、一八八番一二七一、一八八番一二七二、一八八番一二七三、一八八番一二七四、一八八番一二七五、一八八番一二七六、一八八番一二七七、一八八番一二七八、一八八番一二七九、一八八番一二八〇、一八八番一二八一、一八八番一二八二、一八八番一二八三、一八八番一二八四、一八八番一二八五、一八八番一二八六、一八八番一二八七、一八八番一二八八、一八八番一二八九、一八八番一二九〇、一八八番一二九一、一八八番一二九二、一八八番一二九三、一八八番一二九四、一八八番一二九五、一八八番一二九六、一八八番一二九七、一八八番一二九八、一八八番一二九九、一八八番一三〇〇、一八八番一三〇一、一八八番一三〇二、一八八番一三〇三、一八八番一三〇四、一八八番一三〇五、一八八番一三〇六、一八八番一三〇七、一八八番一三〇八、一八八番一三〇九、一八八番一三一〇、一八八番一三一一、一八八番一三一二、一八八番一三一三、一八八番一三一四、一八八番一三一五、一八八番一三一六、一八八番一三一七、一八八番一三一八、一八八番一三一九、一八八番一三二〇、一八八番一三二一、一八八番一三二二、一八八番一三二三、一八八番一三二四、一八八番一三二五、一八八番一三二六、一八八番一三二七、一八八番一三二八、一八八番一三二九、一八八番一三三〇、一八八番一三三一、一八八番一三三二、一八八番一三三三、一八八番一三三四、一八八番一三三五、一八八番一三三六、一八八番一三三七、一八八番一三三八、一八八番一三三九、一八八番一三四〇、一八八番一三四一、一八八番一三四二、一八八番一三四三、一八八番一三四四、一八八番一三四五、一八八番一三四六、一八八番一三四七、一八八番一三四八、一八八番一三四九、一八八番一三五〇、一八八番一三五一、一八八番一三五二、一八八番一三五三、一八八番一三五四、一八八番一三五五、一八八番一三五六、一八八番一三五七、一八八番一三五八、一八八番一三五九、一八八番一三六〇、一八八番一三六一、一八八番一三六二、一八八番一三六三、一八八番一三六四、一八八番一三六五、一八八番一三六六、一八八番一三六七、一八八番一三六八、一八八番一三六九、一八八番一三七〇、一八八番一三七一、一八八番一三七二、一八八番一三七三、一八八番一三七四、一八八番一三七五、一八八番一三七六、一八八番一三七七、一八八番一三七八、一八八番一三七九、一八八番一三八〇、一八八番一三八一、一八八番一三八二、一八八番一三八三、一八八番一三八四、一八八番一三八五、一八八番一三八六、一八八番一三八七、一八八番一三八八、一八八番一三八九、一八八番一三九〇、一八八番一三九一、一八八番一三九二、一八八番一三九三、一八八番一三九四、一八八番一三九五、一八八番一三九六、一八八番一三九七、一八八番一三九八、一八八番一三九九、一八八番一四〇〇、一八八番一四〇一、一八八番一四〇二、一八八番一四〇三、一八八番一四〇四、一八八番一四〇五、一八八番一四〇六、一八八番一四〇七、一八八番一四〇八、一八八番一四〇九、一八八番一四一〇、一八八番一四一一、一八八番一四一二、一八八番一四一三、一八八番一四一四、一八八番一四一五、一八八番一四一六、一八八番一四一七、一八八番一四一八、一八八番一四一九、一八八番一四二〇、一八八番一四二一、一八八番一四二二、一八八番一四二三、一八八番一四二四、一八八番一四二五、一八八番一四二六、一八八番一四二七、一八八番一四二八、一八八番一四二九、一八八番一四三〇、一八八番一四三一、一八八番一四三二、一八八番一四三三、一八八番一四三四、一八八番一四三五、一八八番一四三六、一八八番一四三七、一八八番一四三八、一八八番一四三九、一八八番一四四〇、一八八番一四四一、一八八番一四四二、一八八番一四四三、一八八番一四四四、一八八番一四四五、一八八番一四四六、一八八番一四四七、一八八番一四四八、一八八番一四四九、一八八番一四五〇、一八八番一四五一、一八八番一四五二、一八八番一四五三、一八八番一四五四、一八八番一四五五、一八八番一四五六、一八八番一四五七、一八八番一四五八、一八八番一四五九、一八八番一四六〇、一八八番一四六一、一八八番一四六二、一八八番一四六三、一八八番一四六四、一八八番一四六五、一八八番一四六六、一八八番一四六七、一八八番一四六八、一八八番一四六九、一八八番一四七〇、一八八番一四七一、一八八番一四七二、一八八番一四七三、一八八番一四七四、一八八番一四七五、一八八番一四七六、一八八番一四七七、一八八番一四七八、一八八番一四七九、一八八番一四八〇、一八八番一四八一、一八八番一四八二、一八八番一四八三、一八八番一四八四、一八八番一四八五、一八八番一四八六、一八八番一四八七、一八八番一四八八、一八八番一四八九、一八八番一四九〇、一八八番一四九一、一八八番一四九二、一八八番一四九三、一八八番一四九四、一八八番一四九五、一八八番一四九六、一八八番一四九七、一八八番一四九八、一八八番一四九九、一八八番一五〇〇、一八八番一五〇一、一八八番一五〇二、一八八番一五〇三、一八八番一五〇四、一八八番一五〇五、一八八番一五〇六、一八八番一五〇七、一八八番一五〇八、一八八番一五〇九、一八八番一五一〇、一八八番一五一一、一八八番一五一二、一八八番一五一三、一八八番一五一四、一八八番一五一五、一八八番一五一六、一八八番一五一七、一八八番一五一八、一八八番一五一九、一八八番一五二〇、一八八番一五二一、一八八番一五二二、一八八番一五二三、一八八番一五二四、一八八番一五二五、一八八番一五二六、一八八番一五二七、一八八番一五二八、一八八番一五二九、一八八番一五三〇、一八八番一五三一、一八八番一五三二、一八八番一五三三、一八八番一五三四、一八八番一五三五、一八八番一五三六、一八八番一五三七、一八八番一五三八、一八八番一五三九、一八八番一五四〇、一八八番一五四一、一八八番一五四二、一八八番一五四三、一八八番一五四四、一八八番一五四五、一八八番一五四六、一八八番一五四七、一八八番一五四八、一八八番一五四九、一八八番一五五〇、一八八番一五五一、一八八番一五五二、一八八番一五五三、一八八番一五五四、一八八番一五五五、一八八番一五五六、一八八番一五五七、一八八番一五五八、一八八番一五五九、一八八番一五六〇、一八八番一五六一、一八八番一五六二、一八八番一五六三、一八八番一五六四、一八八番一五六五、一八八番一五六六、一八八番一五六七、一八八番一五六八、一八八番一五六九、一八八番一五七〇、一八八番一五七一、一八八番一五七二、一八八番一五七三、一八八番一五七四、一八八番一五七五、一八八番一五七六、一八八番一五七七、一八八番一五七八、一八八番一五七九、一八八番一五八〇、一八八番一五八一、一八八番一五八二、一八八番一五八三、一八八番一五八四、一八八番一五八五、一八八番一五八六、一八八番一五八七、一八八番一五八八、一八八番一五八九、一八八番一五九〇、一八八番一五九一、一八八番一五九二、一八八番一五九三、一八八番一五九四、一八八番一五九五、一八八番一五九六、一八八番一五九七、一八八番一五九八、一八八番一五九九、一八八番一六〇〇、一八八番一六〇一、一八八番一六〇二、一八八番一六〇三、一八八番一六〇四、一八八番一六〇五、一八八番一六〇六、一八八番一六〇七、一八八番一六〇八、一八八番一六〇九、一八八番一六一〇、一八八番一六一一、一八八番一六一二、一八八番一六一三、一八八番一六一四、一八八番一六一五、一八八番一六一六、一八八番一六一七、一八八番一六一八、一八八番一六一九、一八八番一六二〇、一八八番一六二一、一八八番一六二二、一八八番一六二三、一八八番一六二四、一八八番一六二五、一八八番一六二六、一八八番一六二七、一八八番一六二八、一八八番一六二九、一八八番一六三〇、一八八番一六三一、一八八番一六三二、一八八番一六三三、一八八番一六三四、一八八番一六三五、一八八番一六三六、一八八番一六三七、一八八番一六三八、一八八番一六三九、一八八番一六四〇、一八八番一六四一、一八八番一六四二、一八八番一六四三、一八八番一六四四、一八八番一六四五、一八八番一六四六、一八八番一六四七、一八八番一六四八、一八八番一六四九、一八八番一六五〇、一八八番一六五一、一八八番一六五二、一八八番一六五三、一八八番一六五四、一八八番一六五五、一八八番一六五六、一八八番一六五七、一八八番一六五八、一八八番一六五九、一八八番一六六〇、一八八番一六六一、一八八番一六六二、一八八番一六六三、一八八番一六六四、一八八番一六六五、一八八番一六六六、一八八番一六六七、一八八番一六六八、一八八番一六六九、一八八番一六七〇、一八八番一六七一、一八八番一六七二、一八八番一六七三、一八八番一六七四、一八八番一六七五、一八八番一六七六、一八八番一六七七、一八八番一六七八、一八八番一六七九、一八八番一六八〇、一八八番一六八一、一八八番一六八二、一八八番一六八三、一八八番一六八四、一八八番一六八五、一八八番一六八六、一八八番一六八七、一八八番一六八八、一八八番一六八九、一八八番一六九〇、一八八番一六九一、一八八番一六九二、一八八番一六九三、一八八番一六九四、一八八番一六九五、一八八番一六九六、一八八番一六九七、一八八番一六九八、一八八番一六九九、一八八番一七〇〇、一八八番一七〇一、一八

阿南市	阿南市長	富岡町地区公共嘱託登記業務の境界確定に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市富岡町そうす谷の一部
鳥取県	鳥取県知事	農地中間管理機構関連農地整備事業森藤地区（森藤工区）	鳥取県東伯郡琴浦町森藤の一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道192号馬路防災工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県三好市池田町馬路城尾の一部
四国地方整備局香川河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道11号豊中観音寺拡幅工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	香川県観音寺市植田町字東原、字上、字池下の一部

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

神戸市中央区江戸町104番地**尾道造船株式会社**の工場財団に広島県尾道市山波町甲1005番地尾道造船株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月14日　　広島法務局尾道支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

長崎県諫早市正久寺町118番地
清算株式会社　諫早乳業株式会社
代表清算人　山下　武則

１　決定年月日　令和７年３月27日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

長崎地方裁判所大村支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

ＮＯＫ第二企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．変更後の基金の名称　ＮＯＫ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　ＮＯＫ第二企業年金基金

３．変更年月日　令和７年４月１日

令和７年４月14日

東京都港区芝大門１丁目12番15号

ＮＯＫ企業年金基金

理事長　髙橋　則幸

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）

令和七年四月十四日

東京都千代田区外神田五丁目一番地二号

（甲）株式会社ランステック

代表取締役　西原　一将

東京都江東区越中島一丁目一番一号ヤマタネ深川一号館二階

（乙）アロウズ・システム株式会社

代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月八日

掲載頁　四十二頁（号外第一八七号）

令和七年四月十四日

富山市八日町三三六番地

（甲）ダイム株式会社

代表取締役　松森　浩士

富山市上奥井二丁目三番五号

（乙）大和薬品工業株式会社

代表取締役　城戸　清隆

合併公告

当社（甲）は令和七年六月二十一日を効力発生日として、合併により岐阜電材株式会社（乙、住所岐阜県岐阜市新興町五番地の三）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kk-takamisawa.co.jp/ir/

（乙）掲載紙　岐阜新聞

掲載の日付　令和七年四月六日

掲載頁　二十一頁

令和七年四月十四日

長野県長野市三輪荒屋一一五四番地

昭和電機産業株式会社

代表取締役社長　松峯　信夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告の義務はありません。

令和七年四月十四日

愛知県江南市今市場町高根七四番地一

（甲）グランドソリューション合同会社

代表社員　花橋　昌代

愛知県江南市今市場町高根七四番地一

（乙）山庄建設有限会社

取締役　花橋　昌代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　七十一頁（号外第三〇一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　七十八頁（号外第三〇一号）

令和七年四月十四日

愛知県蒲郡市宝町三番一二号

（甲）山八商事株式会社

代表取締役　鈴木　俊介

愛知県蒲郡市港町一三番一八号

蒲郡マリン・イーストC

（乙）三河精麦株式会社

代表取締役　竹内　正尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

神戸市東灘区本山中町四丁目九番二三―一号

（甲）ＭＡＳＹ合同会社

代表社員　今荘　**真**仁

神戸市東灘区本山中町四丁目九番二三―一号

（乙）合同会社ＭＡＳＹ２

代表社員　今荘　**真**仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第二四九号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十四日

鹿児島市本名町一七四四番地一

（甲）株式会社西原食品

代表取締役　西原　一将

鹿児島市吉野町一〇五七番地一

（乙）有限会社竜乃家

取締役　西原　一将

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）

令和七年四月十四日

東京都板橋区志村一丁目三二番一八号

（甲）イワツキメディカル株式会社

代表取締役　岩月　宏昌

東京都板橋区志村一丁目三二番一八号

（乙）イワツキ株式会社

代表取締役　岩月　宏昌

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の有明物流センターに係る事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十日

掲載頁　一一五頁（号外第四十七号）

令和七年四月十四日

東京都江東区木場二丁目一五番一二号ＭＡビル一階

（甲）株式会社アベキャピタル分割準備会社　代表取締役　阿部　雅英

東京都江東区木場二丁目一五番一二号ＭＡビル一階

（乙）株式会社アベキャピタル

代表取締役　阿部　雅英

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

（乙）合同会社雷電ラボ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護施設の運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十四日

名古屋市千種区菊坂町一丁目二番地

（甲）株式会社クランプ

代表取締役　細井　勇

名古屋市千種区仲田二丁目一五番一二号

（乙）有限会社マルシェ

取締役　細井　勇

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の海外子会社に関する経営管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十七日

掲載頁　六十九頁（号外第三十九号）

令和七年四月十四日

大阪府茨木市星見町二二番六号

（甲）株式会社アトック

代表取締役　松本　吉出

大阪府茨木市星見町二二番一一号

（乙）株式会社エフワンエヌ

代表取締役　福原　忠彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日創プロニティ株式会社（乙、住所福岡市南区向野二丁目一〇番二五号）が営む金属加工事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は令和七年六月一日付で日創プロニティ株式会社に商号変更し、乙は同日付で日創グループ株式会社に商号変更する予定です。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

福岡市南区向野二丁目一〇番二五号

日創プロニティ分割準備株式会社

代表取締役　石田　徹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｂｅ　Ｃｌｅａｒ（住所大阪市浪速区難波中二丁目六番一号壽ビル四階）に対して当社の玩具販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十四日

鳥取県倉吉市和田二二六番地六

有限会社おかわり

代表取締役　林　敏信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

福島県郡山市三穂田町下守屋字箕輪一番地

みちのくペット霊園合同会社

代表社員　大越　一仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目三五六番地一〇―一〇八号　Ｊｕｃｃｉ合同会社

代表社員　金城　順一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

千葉県市原市君塚三―六―八

ロドリゲス・ブラザー合同会社

代表社員　阿木礼ドラ

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

東京都東大和市立野四丁目四九九番地の二

東大和自動車整備協業組合

代表理事　清野　史郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

宮崎県宮崎市鶴島二丁目一六番一五号

合同会社カラープラス

代表社員　松本　彩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　二〇九頁（号外第一五七号）

令和七年四月十四日

東京都千代田区平河町一丁目六番四号

ＡｌｐａｃａＴｅｃｈ株式会社

代表取締役　四元　盛文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億五十万円減少し二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/223439

令和七年四月十四日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

マネーフォワードホーム株式会社

代表取締役　辻　庸介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

横浜市中区海岸通一丁目一番地

合同会社大桟橋共同ビル

代表社員　三洋ターミナルサービス株式会社

職務執行者　川村　順三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　四頁

令和七年四月十四日

三重県いなべ市北勢町阿下喜一四四六番地

美しいキモノとき和株式会社

代表取締役　林　典弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六七九三万一九九円減少し三〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、株主総会の決議は令和七年四月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十四日

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所二七二番地五

有限会社ＣＨＡＮＣＥ

代表取締役　橋本　洋平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億七千四百三十四万六千百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十四日

大阪市福島区野田二丁目一六番三号

株式会社ＫＡＮＥＫＩＹＯ．ＨＤ

代表取締役　溝渕　太一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百万円、資本準備金の額を二億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://persol-gw.co.jp/public/

令和七年四月十四日

東京都港区南青山一丁目一五番五号

ＰＥＲＳＯＬ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｗｏｒｋｆｏｒｃｅ株式会社

代表取締役　多田　盛弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を金四億二千七百二十一万六千二百九十二円、資本準備金の額を金四億二千七百二十一万六千二百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十四日

東京都港区芝浦四丁目二二番一―七二三号

Ｇｌｏｂａｌ　ＫＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　カヌーセンチャールズ　マサオ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百八十三万円、資本準備金の額を五千二百八十三万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

大阪市西区立売堀四丁目六番九号

アトラグループ株式会社

代表取締役　久世　博之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十四日

福島県南相馬市原町区西町三丁目四六一番一号

トレ食株式会社

代表取締役　沖村　智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十四日

群馬県佐波郡玉村町樋越一二〇番地二

株式会社アミック

代表取締役　福島　勇人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十四日

東京都台東区浅草橋四丁目一〇番一〇号ＴＦＡビル三階

村上工業株式会社

代表取締役　大塚　知

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十四日

東京都台東区浅草橋四丁目一〇番八号ＴＦＡビル三階

眞虹株式会社

代表取締役　村上ちはる

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十四日

京都府木津川市山城町平尾城垣内一番地

株式会社コーケン

代表取締役　松尾　吉子

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を二株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年五月一日です。

令和七年四月十四日

佐賀県小城市三日月町長神田六一七番地

有限会社陣内農産

代表取締役　陣内　佳人

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和七年五月十五日をもって、資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和七年四月十四日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号アークヒルズフロントタワーＲｏＰ七〇二

ＩＣペイメントジャパン株式会社

代表取締役　千代田憲明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html

令和七年四月十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アリエス特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0078/index.html

令和七年四月十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジア８特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第一回）

ＮＯＫグループ確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十四日

東京都港区芝大門一丁目一二番一五号

ＮＯＫグループ確定給付企業年金

清算人　中山　貴仁

訂正公告

令和七年二月十九日（号外第三十三号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、商号に「ユズコンテナサービス株式会社」とあるは「ゼビリーシング株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ゼビリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　淳

取消公告

令和七年二月二十五日（号外第三十六号）掲載の合併公告及び新設分割公告並びに決算公告（枠組）の全部を取消します。

令和七年四月十四日

大阪府羽曳野市誉田五丁目七番七号

（甲）株式会社グロリア魔法瓶製作所

代表取締役　寺本　泰治

大阪府羽曳野市誉田五丁目七番七号

（乙）グロリア株式会社

代表取締役　横山　享

正　誤

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）個人情報保護委員会告示第六号（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示）

（原稿誤り）

四六七ページ四行目は行頭を一字下げる。

ページ	段	行	誤	正
令和六年十一月十八日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
一〇三		二三	「井出窪　理」	は削る。